各保育施設等設置者 様 施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

大津市における交通事故を受けた園外活動の際の安全対策の取組について(依頼)

日ごろから、本市の保育・教育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

「大津市における交通事故を受けた園外活動の際の安全点検の徹底について(令和元年5月9日こ保運第498号)」にて通知していますとおり、各施設におかれましては、お散歩ルートの再確認など園外活動の際の安全点検を実施いただいたところです。

このたび、内閣府等から、未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全確保の徹底のため、施設・道路管理者・所管警察署等による緊急安全点検等の実施について通知がありました。

つきましては、緊急安全点検等が必要な箇所を抽出するため、各施設において下記に該当する場所について、横浜市 web ページから回答・申請いただきますよう依頼いたします。

1 回答・申請を依頼する内容

(1) 施設による安全点検等の結果、集団移動経路の変更を行った場所

各施設において、お散歩ルートの変更を行った等集団で異動する経路を変更した該当がある場合は、該当箇所について必要事項の回答をお願いします。

(2) 施設による安全点検等の結果、道路施設等の設置・改修が必要と感じられた場所

該当箇所について必要事項を記載し、道路施設等の設置または改修のご希望等について申請(※)をお願いします。

※申請にあたっては、施設名称、設置・改修が必要な箇所の住所及び道路名、必要な設置・改修 内容、**箇所が特定できる地図及び現場写真**のアップロードが必要になります。入力項目が多く、 ご不便をおかけしますが、複数の施設から同一の箇所を申請いただいた場合等を含め、後日行う 緊急安全点検を適切に実施できるよう、申請箇所の特定・確認を正確に行う必要があるため、ご 協力をお願いします。

また、別紙「安全施設整備の基本的な考え方」及び、申請ページからご覧いただける「スクールゾーン活動のしおり」「通学路安全点検ハンドブック」を確認ください。

3 受付期間

令和元年7月26日(金) まで

4 回答・申請方法

下記 URL より回答・申請をお願いします。なお、「横浜市から施設・事業者のみなさまへ」**のページ(7月10日の欄)にもリンクがあります。 **裏面申請書ページイメージ参照

$URL \downarrow \downarrow \downarrow \downarrow$

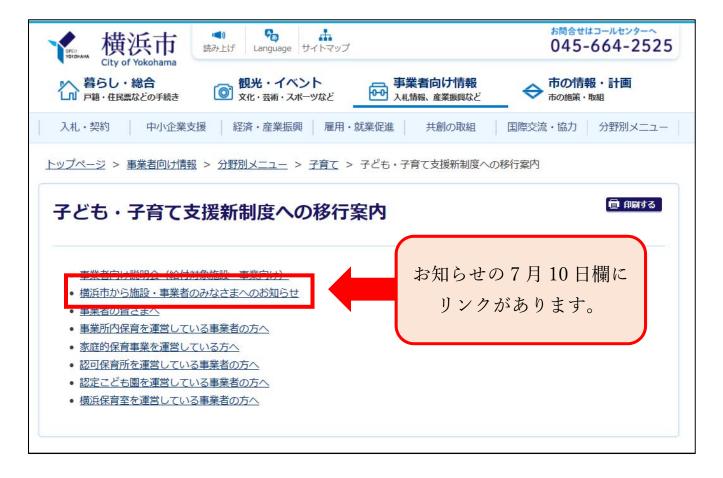
https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=engaianzen

(申請ページイメージ)

「横浜市から施設・事業者のみなさまへ」

横浜市 HP トップページ→事業者向け情報→分野別メニューの「子育て」

- →子ども子育て支援新制度移行案内について
- →横浜市から施設・事業者のみなさまへ



5 施設・道路管理者・所管警察署等による緊急安全点検等の実施の流れ

- ① 施設から回答いただいた情報はこども青少年局でとりまとめ、各区の土木事務所及び所管警察 署と共有します。(~8月上旬)
- ② 土木事務所、及び所管警察署が点検を行います。各施設におきましては、区こども家庭支援課と調整のうえ、適宜立合いをお願いいたします。点検実施日につきましては、区子ども家庭支援課から適宜連絡いたします。(8~9月)
- ③ 土木事務所及び所管警察署が周辺状況等を踏まえ、対策の必要性や対応の可否等について検討します(※)。(~10月)
- ※道路の幅、交通量や周辺状況その他等により、安全対策を実施できない場合もありますので予め 御了承ください。

また、検討結果については、こども家庭支援課経由で施設へ回答します。(11月~12月頃予定)

6 参考資料

内閣府・厚生労働省等からの安全点検の通知、留意事項、散歩計画表等について通知についても「横浜市から施設・事業者のみなさまへ(7月9日欄)」(※上記申請ページイメージ参照)に掲載していますのでご確認ください。

担当:こども青少年局 保育・教育運営課

古賀・野村・井上

TEL: 671-3564